

ふじみ野市立文化施設条例新旧対照表

改正案	現行										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 文化施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="237 467 1106 614"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東文化施設</td> <td>ふじみ野市福岡一丁目1番8号</td> </tr> <tr> <td>西文化施設</td> <td>ふじみ野市大井中央二丁目1番8号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第4条 文化施設の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>東文化施設 毎月第3月曜日並びに1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日までの日</u></p> <p>(2) <u>西文化施設 毎月第2月曜日並びに1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日までの日</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、文化施設の利用が次の各号のいずれかに該当するとき は、その利用を制限することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が文化施設の利用を制限する必要があると認めるとき。</u></p> <p>(使用料)</p>	名称	位置	東文化施設	ふじみ野市福岡一丁目1番8号	西文化施設	ふじみ野市大井中央二丁目1番8号	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 文化施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1133 467 2000 564"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふじみ野ステラ・イースト</td> <td>ふじみ野市福岡一丁目1番8号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(休館日)</p> <p>第4条 文化施設の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>月曜日</u></p> <p>(2) <u>1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、文化施設の利用が次の各号のいずれかに該当するとき は、その利用を制限することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>専ら営利を目的とした催し等を行うとき。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が文化施設の利用を制限する必要があると認めるとき。</u></p> <p>(使用料)</p>	名称	位置	ふじみ野ステラ・イースト	ふじみ野市福岡一丁目1番8号
名称	位置										
東文化施設	ふじみ野市福岡一丁目1番8号										
西文化施設	ふじみ野市大井中央二丁目1番8号										
名称	位置										
ふじみ野ステラ・イースト	ふじみ野市福岡一丁目1番8号										

第10条 利用者は、第6条の許可を受けた際に別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第3条各号に掲げる業務

(2) 文化施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の規定により、指定管理者に文化施設の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第2項、第5条第2項、第6条、第7条、第9条、第12条ただし書、第13条第2項及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第2項、第5条第2項及び第7条第4号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第10条の見出し、第11条(見出しを含む。)、第12条(見出しを含む。)、別表第1及び別表第2中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金(以下「利用料金」という。)」と、第11条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により、指定管理者に文化施設の管理を行わせる場合において、前項の規定により読み替えて適用される第10条の規定により利用者が納付すべき利用料金は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、法令、条例、条例による規則その他市長が定めるところに従い、文化施設の管理を行わなければならない。

第10条 利用者は、第6条の許可を受けた際に別表に定める使用料を納付しなければならない。

(その他)

第18条 (略)

(その他)

第16条 (略)

別表(第10条関係)

1 多目的棟

施設名	時間	午前9時	午前11時	午後1時	午後3時	午後6時	午後8時か
		から午前	から午後	30分から	30分から	から午後	ら午後10
		11時まで	1時まで	午後3時	午後5時	8時まで	時まで
				30分まで	30分まで		
ミーティング		円	円	円	円	円	円
ルームA		250	250	250	250	250	250
ミーティング		250	250	250	250	250	250
ルームB							
ミーティング		250	250	250	250	250	250
ルームC							
ダンススタジ		300	300	300	300	300	300
オ兼ミーティ							
ングルームD							
スタディルー		250	250	250	250	250	250
ム							
多目的ルームA		250	250	250	250	250	250
多目的ルームB		250	250	250	250	250	250
DIYルーム		400	400	400	400	400	400
キッチンスタ		400	400	400	400	400	400
ジオ							
音楽スタジオA		400	400	400	400	400	400

音楽スタジオB	200	200	200	200	200	200
和室1	150	150	150	150	150	150
和室2	150	150	150	150	150	150
和室3	150	150	150	150	150	150

2 ホール棟

施設名		時間	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から
		正午まで	午後5時まで	午後10時まで	午後10時まで	
ホール	平日		円	円	円	円
			9,000	13,600	17,600	36,100
	日曜日		12,000	17,600	22,800	47,100
	、土曜 日及び 休日					
集会室			600	800	1,000	2,400

備考

- 1 「平日」とは月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- 2 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 3 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。

- 4 ホールの利用者が1人当たり1,000円以上の入場料(入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。)を徴収する場合のホールの使用料は、この表の金額に1.5を乗じて得た額とする。
- 5 ホールの利用者が利用に供する準備又は練習のためホールを利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 6 ホールの利用者が時間延長をした場合の1時間当たりのホールの使用料は、当該区分の使用料(当該区分の使用料に備考2から備考5までの規定の適用があるときは、その適用後の額)の1時間当たりの金額に1.3を乗じて得た額とする。ただし、当該延長は、1時間を限度とし、1時間未満は、これを1時間とする。
- 7 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。
- 8 やむを得ない理由によりあらかじめ許可された利用時間を超える場合の使用料(ホールを除く。)は、その超える時間1時間につき、当該1時間当たりの額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、これを1時間とする。
- 9 使用料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第1(第10条関係)

1 東文化施設ホール等

		時間			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
施設名					
ホール	平日	円	円	円	円

		9,000	13,600	17,600	36,100
	日曜日	12,000	17,600	22,800	47,100
	土曜日及び休日				
集会室		600	800	1,000	2,400

2 東文化施設その他の施設

施設名	時間	午前9時	午前11時	午後1時	午後3時	午後6時	午後8時か
		から午前	から午後	30分から	30分から	から午後	ら午後10
		11時まで	1時まで	午後3時	午後5時	8時まで	時まで
				30分まで	30分まで		
ミーティング		円	円	円	円	円	円
ルームA		250	250	250	250	250	250
ミーティング		250	250	250	250	250	250
ルームB							
ミーティング		250	250	250	250	250	250
ルームC							
ダンススタジ		300	300	300	300	300	300
オ兼ミーティ							
ングルームD							
スタディルー		250	250	250	250	250	250
ム							
多目的ルームA		250	250	250	250	250	250
多目的ルームB		250	250	250	250	250	250
DIYルーム		400	400	400	400	400	400
キッチンスタ		400	400	400	400	400	400

ジオ						
音楽スタジオA	400	400	400	400	400	400
音楽スタジオB	200	200	200	200	200	200
和室1	150	150	150	150	150	150
和室2	150	150	150	150	150	150
和室3	150	150	150	150	150	150

備考

- 1 「平日」とは月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- 2 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)
又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 3 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 4 入場料(入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。)を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる1人当たりの入場料の額に応じ、当該各号に定める率にこの表の金額を乗じて得た額とする。
 - (1) 3,000円を超え5,000円未満の場合 1.5
 - (2) 5,000円以上の場合 2.0
- 5 商業宣伝行為等専ら営利を主たる目的として利用する場合の使用料は、前項の入場料を徴収しない場合であっても、この表の金

額に2.5を乗じて得た額とする。

6 ホールの利用者が利用に供する準備又は練習のためホールを利用する場合のホールの使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。

7 ホールの利用者が時間延長をした場合の1時間当たりのホールの使用料は、当該区分の使用料(当該区分の使用料に備考2から備考6までの規定の適用があるときは、その適用後の額)の1時間当たりの金額に1.3を乗じて得た額とする。ただし、当該延長は、1時間を限度とし、1時間未満は、これを1時間とする。

8 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

9 やむを得ない理由によりあらかじめ許可された利用時間を超える場合の使用料(ホールを除く。)は、その超える時間1時間につき、当該1時間当たりの額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、これを1時間とする。

10 使用料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第2(第10条関係)

1 西文化施設ホール等

施設名	時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
	ホール (全客席 利用)	平日	円 17,000	円 22,550	円 28,150
	日曜日 、土曜	21,250	28,150	35,150	80,300

	日及び 休日				
ホール	平日	12,300	16,400	20,500	46,700
(1階客 席及び多 目的鑑賞 室のみの 利用)	日曜日 、土曜 日及び 休日	15,350	20,500	25,600	58,350
小楽屋1		450	600	750	1,700
小楽屋2		450	600	750	1,700
中楽屋1		700	950	1,150	2,650
中楽屋2		700	950	1,150	2,650
大楽屋		1,050	1,400	1,750	3,950
ギャラリー		450	600	750	1,800

2 西文化施設その他の施設

施設名	時間	午前9時	午前11時	午後1時	午後3時	午後6時	午後8時か
		から午前 11時まで	から午後 1時まで	30分から 午後3時 30分まで	30分から 午後5時 30分まで	から午後 8時まで	ら午後10 時まで
ミーティング ルーム		円 250	円 250	円 250	円 250	円 250	円 250
多目的ルーム A		250	250	250	250	250	250
多目的ルーム B		250	250	250	250	250	250
ダンススタジ		400	400	400	400	400	400

オ						
音楽スタジオ	200	200	200	200	200	200
A						
音楽スタジオ	300	300	300	300	300	300
B						
DIYルーム	400	400	400	400	400	400
キッチンスタ	400	400	400	400	400	400
ジオ						
和室1	150	150	150	150	150	150
和室2	150	150	150	150	150	150

備考

- 1 「平日」とは月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日という。
- 2 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)
又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 3 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 4 入場料を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる1人当たりの入場料の額に応じ、当該各号に定める率にこの表の金額を乗じて得た額とする。

(1) 3,000円を超え5,000円未満の場合 1.5

(2) 5,000円以上の場合 2.0

- 5 商業宣伝行為等専ら営利を主たる目的として利用する場合の使用料は、前項の入場料を徴収しない場合であっても、この表の金額に2.5を乗じて得た額とする。
- 6 ホールの利用者が利用に供する準備又は練習のためホールを利用する場合のホールの使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 7 ホールの中楽屋1、中楽屋2及び大楽屋については、当該ホールでの利用がない場合に限り、会議室として利用できるものとし、その場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 8 1の表に掲げる施設の利用者が時間延長をした場合の1時間当たりの当該施設の使用料は、当該区分の使用料(当該区分の使用料に備考2から備考7までの規定の適用があるときは、その適用後の額)の1時間当たりの金額に1.3を乗じて得た額とする。ただし、当該延長は、1時間を限度とし、1時間未満は、これを1時間とする。
- 9 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。
- 10 やむを得ない理由によりあらかじめ許可された利用時間を超える場合の使用料(1の表に掲げる施設を除く。)は、その超える時間1時間につき、当該1時間当たりの額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、これを1時間とする。
- 11 使用料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。